

議第5号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成30年3月19日提出

岐阜県教育委員会  
教育長 松川 禮子

(提案理由)

教育管理課の新設その他組織再編に伴い、所要の規定整理を行うため。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

## 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の前提となる事実

組織改正に伴い所要の改正を行うもの。

### 2 施行日

平成30年4月1日施行

### 3 改正の内容

#### ○教育総務課

- ・「調査広報係」を廃止（第2条）
- ・分掌事務から公印（第5号）、法令解釈等（第6号）、特別支援教育の企画立案（第14号）、懲戒（第16号）及び教職員の勤務環境改革（第23号）を削除（第3条）
- ・勤務環境改革監の廃止（第8条の4の2）

#### ○教育管理課

- ・課新設に伴う規定の改正（第2条、第3条及び第8条の4の2）

#### ○教育財務課

- ・「管理調整係」と「経理係」を統合し、「管理経理係」に変更（第2条）

#### ○教職員課

- ・「管理調整係」と「企画免許係」を統合し、「管理免許係」に変更（第2条）

#### ○附属機関

- ・岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会の設置に伴う規定の整備（第17条）

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

### 岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育総務課の項中「調査広報係」を削り、同項の次に次のように加える。

教育管理課	管理調整係、文書法規係、管理指導係
-------	-------------------

第二条の表教育財務課の項中「管理調整係、経理係」を「管理経理係」に改め、同表教職員課の項中「管理調整係」を「管理免許係」に改め、「企画免許係」を削る。

第三条の表教育総務課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、同項第十六号中「懲戒」を削り、同号を同項第十三号とし、同項中第十七号を第十四号とし、第十八号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十号とし、同項の次に次のように加える

教育管理課	一 文書の管理に関する事。 二 公印に関する事。 三 公文書の公開等情報公開及び個人情報の保護に関する事。 四 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づく事務処理の推進に関する事。 五 教職員の懲戒に関する事。 六 教育に係る苦情等及びその調整に関する事。 七 教育に係る苦情等の対応の審査に関する事。 八 ハラスメント及び過労死等の防止に関する事。 九 教職員の勤務環境の改革に関する事。
-------	--

第三条の表教職員課の項第一号中「任免」の下に「分限、服務」を加える。

第八条の四の二を次のように改める。

第八条の四の二 教育管理課に管理指導監及び地域管理監を置き、事務職員をもって充てる。

2 管理指導監及び地域管理監は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

第十七条の表岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会の項の次に次のように加える。

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会	教職員のハラスメント又は業務における過重な負荷等による死亡等の重大事態に関する事項等の調査審議に関する事務	教育管理課
----------------------	---	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（新）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教育総務課	管理調整係、職員係、政策企画係、教育企画係
教育管理課	管理調整係、文書法規係、管理指導係
教育財務課	管理経理係、助成係、施設係、技術係、情報基盤管理係
教職員課	管理調整係、小中学校係、高等学校係、給与係

（課の分掌事務）

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から四まで 略
	五 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。

（旧）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教育総務課	管理調整係、職員係、政策企画係、教育企画係、調査広報係
教育財務課	管理調整係、経理係、助成係、施設係、技術係、情報基盤管理係
教職員課	管理調整係、小中学校係、高等学校係、給与係、企画免許係

（課の分掌事務）

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から四まで 略
	五 公印に関すること。
	六 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等に関すること。
	七 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。

		六から十一まで 略
		十二 略
		十三 職員（学校に勤務する職員を除く。）の任免、分限、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関する事。
		十四から十九まで 略
		二十 他課の所掌に属さない事務に関する事。
教育管理課		一 文書の管理に関する事。 二 公印に関する事。 三 公文書の公開等情報公開及び個人情報保護の保護に関する事。 四 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づく事務処理の推進に関する事。 五 教職員の懲戒に関する事。 六 教育に係る苦情等及びその調整に関する事。 七 教育に係る苦情等の対応の審査に関する事。 八 ハラスメント及び過労死等の防止に関する事。 九 教職員の勤務環境の改革に関する事。
教職員課		一 学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関する事。 二から十三まで 略

第三条の二から第八条の四まで 略

第八条の四の二 教育管理課に管理指導監及び地域管理監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 管理指導監及び地域管理監は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

		八から十三まで 略
		十四 特別支援教育の企画立案に関する事。
		十五 略
		十六 職員（学校に勤務する職員を除く。）の任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関する事。
		十七から二十一まで 略
		二十三 教職員の勤務環境の改革に関する事。
		二十四 他課の所掌に属さない事務に関する事。
教職員課		一 学校に勤務する職員の任免、給与その他の人事並びに勤務条件に関する事。 二から十三まで 略

第三条の二から第八条の四まで 略

第八条の四の二 教育総務課に勤務環境改革監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 勤務環境改革監は、教職員の勤務環境の改革その他特に命ぜられた事務を処理

第八条の五から第九条の二まで 略

第三章 略

第四章 附属機関

第十七条 附属機関の名称、所掌事務及び庶務をつかさどる課は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務をつかさどる課
岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する画策定委員会	岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する事項についての調査審議に関する事務	教育総務課
岐阜県教職員ハラスメント又は業務における過重な負荷等による死亡等の重大事態に関する事項等防止対策審議会	教職員のハラスメント又は業務における過重な負荷等による死亡等の重大事態に関する事項等の調査審議に関する事務	教育管理課

第五章 略

附則 略

する。

第八条の五から第九条の二まで 略

第三章 略

第四章 附属機関

第十七条 附属機関の名称、所掌事務及び庶務をつかさどる課は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務をつかさどる課
岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する画策定委員会	岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する事項についての調査審議に関する事務	教育総務課

第五章 略

附則 略